

指定訪問介護事業所 令花 運営規程 (訪問介護、第1号訪問事業)

(事業の目的)

第1条 株式会社 令花が設置する指定訪問介護事業所 令花（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護及び第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある利用者に対し、指定訪問介護及び第1号訪問事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護及び第1号訪問事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針) 訪問介護

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（旭川市指定居宅サービス等の事業の人員・設備及び運営の基準等に関する条例）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(運営の方針) 第1号訪問事業

第3条 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 事業の実施に当たっては、第1号訪問事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を介護予防支援事業者へ報告することとする。

- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「旭川市指定第1号事業等の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第4条 指定訪問介護及び第1号訪問事業の提供に当たっては、事業所の訪問介護員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 指定訪問介護事業所 令花
- (2) 所在地 北海道旭川市豊岡12条1丁目4番14号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護及び第1号訪問事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 1名
常勤の職員であって、次のいずれかに該当する者
 - ア 介護福祉士
 - イ 実務者研修（ホームヘルパー1級）
 - ・訪問介護計画及び第1号訪問事業計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
 - ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
 - ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
 - ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員 5名以上

正・准看護士、介護福祉士、介護職員初任者研修以上の資格を持っている者。

訪問介護員は、訪問介護計画に基づき指定訪問介護及び第1号訪問事業の提供に当たる。

(4) 事務職員 1名(常勤)

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) サービス提供日 年中無休

(4) サービス提供時間 24時間対応

(5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容)

第8条 本事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

(1) 訪問介護計画の作成

(2) 身体介護

①排泄・食事介助

②清拭・入浴・身体整容

③体位変換

④移動・移乗介助、外出介助

⑤その他の必要な身体の介護

(3) 生活援助

①調理

②衣類の洗濯、補修

③住居の掃除、整理整頓

④生活必需品の買い物

⑤その他必要な家事

(第1号訪問事業の内容)

第9条 第1号訪問事業の内容は次のとおりとする。

(1) 第1号訪問事業計画の作成

(2) 訪問型サービス費Ⅰ … 1週に1回程度

(3) 訪問型サービス費Ⅱ … 1週に2回程度

(4) 訪問型サービス費Ⅲ … 1週に2回を超えた場合

(訪問介護及び第1号訪問事業の利用料等)

- 第10条** 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。
- 2 第1号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、旭川市が定める額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、旭川市が定める額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
 - 3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。
 - 4 指定訪問介護及び第1号訪問事業の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
 - 5 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護及び第1号訪問事業に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問介護及び第1号訪問事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
 - 6 介護保険サービスとして認められる以外のサービスをご要望される皆様の為に上記第1号の介護保険指定事業者としてのサービス提供とともに、自由契約による在宅介護サービスを提供いたします。ご利用料金及自由契約サービスの内容は別途定める保険外サービス契約による。

(通常の事業の実施地域)

- 第11条** 通常の事業の実施地域は、旭川市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条** 訪問介護員等は、指定訪問介護及び第1号訪問事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定訪問介護及び第1号訪問事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 利用者に対する指定訪問介護及び第1号訪問事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第13条** 訪問介護及び第1号訪問事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問介護及び第1号訪問事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問介護及び第1号訪問事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第14条** 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置)

- 第15条** 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束について)

- 第16条** サービスの提供にあたって利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。身体的拘束を行う場合は利用者又はご家族の同意を得て、身体的拘束を行った日時、理由等の記録を行うものとする。

(業務継続計画の策定)

第17条 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため業務継続計画を策定し、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施する。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

(衛生管理)

第18条 事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヵ月に1回は開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (5) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(ハラスメント対策)

第19条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われるハラスメント行為であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

利用者またはそのご家族による従業者への身体的暴力・精神的暴力やセクシュアルハラスメントがなされた場合、サービス提供することができなくなり契約の解除等を行う場合がある。

- 身体的暴力・・身体的な力を使って危害を及ぼす行為
- 精神的暴力・・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- セクシュアルハラスメント・・意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等性的な嫌がらせ

(その他運営に関する重要事項)

第20条 本事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 2か月以内
- (2) 継続研修 年 3回
- 2 事業所はすべての従業者に対し健康診断等を定期的に実施するとともに、事業所の整備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、指定訪問介護及び第1号訪問事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低2年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社 令花と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。